

第2回湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会 議事概要

1. 開催日時 平成28年11月25日 午後3時00分～午後5時15分
2. 開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ（長浜市八幡中山町200番地）
工場棟3階 研修室
3. 出席者 **【委員】**（順不同）
金谷 健委員長、鈴木 康夫委員、武田 信生委員 竹内 寛委員
橋本 良弘委員、喜田 和男委員、富永 国男委員 熊谷 定義委員
寺村 治彦委員、山田 英喜委員
【事務局】
八上事務局長、辻井施設整備課長、樋口施設整備課主幹
岡施設整備課主査、勝木施設整備課主事
【支援委託業者】
パシフィックコンサルタンツ(株)
4. 傍聴者 3名
5. 議題（1）前回委員会の指摘事項の確認
（2）新施設建設候補地選定の流れ
（3）資格判定審査基準の検討
（4）相対評価方法の検討
（5）その他
6. 会議内容 ①開会
②前回委員会の指摘事項の確認
③新施設建設候補地選定の流れ
④資格判定審査基準の検討
⑤相対評価方法の検討
⑥その他
⑦閉会

①開 会

午後3時00分開会

②前回委員会の指摘事項の確認

（説明事項）【資料1、資料2】

・湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会の役割

- ・既存施設、新施設の施設規模等の概要
- ・会議録の公開と資料の事前送付等について

事務局 : 配布した第1回の会議録の確認をいただき、気づいた点の有無に関わらず事務局まで返答いただきたい。各委員の確認後に、会議資料とともにホームページに掲載する。今後においても同様に各委員の確認を終えてからホームページに掲載させていただく。会議資料について、公開とする会議は、遅くとも委員会の2～3日前に資料を事前送付させていただき、非公開とする会議は、資料の事前送付及び持ち帰りは不可とさせていただきたい。

委員長 : 持ち帰り不可の資料について、委員が会議とは別の日等にセンターに出向いて資料を閲覧することは可能か。

事務局 : 可能とさせていただく。

③新施設建設候補地選定の流れ

(説明事項)【資料3】

- ・新施設建設候補地選定の流れ

(質疑)

委員 : スケジュールが1ヶ月延びたのは何か理由があるのか。

事務局 : 公募を締め切ってから、現地視察を加えたことで事務局で評価資料を作成する時間を考慮し、その分ずらさせていただいた。

委員長 : かなり厳しいスケジュールと思うが、第1回委員会で提示されたスケジュールよりは現実的になった。委員の日程調整等を考えた場合、第10回の委員会が7月初旬になることはありうる。

委員 : 公募を締め切り前の段階で、応募を考えている地域に対してどのように対応するのか。対応されているのか。

事務局 : 要望に応じて説明会を開くなど、個別に対応している。

委員長 : 突然応募書類が届くことは考えにくく、前もって地権者や自治会から何らかの相談があると思う。公募締め切り前でも、本委員会に応募状況の報告はあるのか。

事務局 : 応募後の取り下げも可能であることを考慮して、件数のみをホームページに公表する予定であり、委員会においても報告させていただく。

委員 : 応募地が米原市内か長浜市内かも報告しないのか。

事務局 : 件数だけの報告を予定している。

委員長 : 第10回に選定評価結果報告書作成とあるが、報告書は第10回では結果と総評だけを新たに書き込むような形にしておくべきで、例えば5回目ぐらいに報告書の骨子、7回目ぐらいに骨子の修正というように、早くから検討を始めたほうがよい。

事務局 : 検討させていただく。

委員長 : 報告書には、応募地は実名で記載されるのか。記号で(名前を伏せて)記載されるのか。

事務局 : 他事例も見ながら、委員会において検討を進めていただきたいと考えている。

委員長 : トラブル防止のためにも、正式な応募がある前にはっきりさせておいたほうがよい。

事務局 : 湖北広域行政事務センターとしては、公募締め切り後、応募された地域名については公表

する方向で決定している。

報告書での記載のあり方については、本委員会で検討していただきたい。

委員 : 公表することは、応募される地域は知っているのか。

事務局 : 質問があれば伝えている。正式に応募を受け付けるときにも、その旨を説明する予定である。

委員 : 管理者会議で候補地が正式に決まると思うが、そこでは順位付けの話はでてこないのか。

事務局 : 報告書はそのまま管理者会議に諮られることになる。

委員 : であれば、候補地の方は、管理者会議までは順位付けの結果がわからない、ということか。

事務局 : そうである。

委員長 : 応募地を公表するほうが良いと考えた理由を教えてください。

事務局 : 正式に応募されたという事実があり、その事実は情報として公表する必要性があると考えている。

委員長 : 候補地として決まったところを公表するのは当然だが、それ以外を公表することは検討いただいたほうが良いと思う。A組合では公表しないことにしている。

事務局 : A組合は公表していないが、他地域の事例を調べると公募という形をとったところはほとんど公表していることを踏まえて、湖北広域行政事務センターとしては、公表することを決めた。

委員長 : 選定結果報告書は、公表される情報と関連付けがされず、応募自治会名がアルファベット表記になっている事例がほとんどということか。

事務局 : 実名で〇〇自治会何点、□□自治会何点という形で、総点等も出ているところが多かった。

委員 : 応募地名等の公表、非公表に関して情報公開等の何かルールがあるのではないのか。公表を前提に報告書を作るわけではない。

事務局 : 他市事例を見てもそういったルールは見受けられず、答申されたものがそのまま公開されていることが多かった。

委員長 : 公表は応募締切り直後ぐらいか。

事務局 : そうである。

委員長 : 応募地の公表のあり方を検討する意味でも、報告書のイメージを早い段階から作成したほうがよいと思うので、早めに報告書の骨子を提示していただきたい。

④資格判定審査基準の検討

(説明事項)【資料5】

- ・資格判定審査の方法と審査基準
- ・次回以降の進め方

(質疑)

委員 : 軟弱地盤に関連して、基準③に災害リスクがある区域を追加したらどうか。各地で大きな地震が発生しており、活断層などを考慮したほうがよいのではないか。

- 事務局 : 資格判定を行った後の相対評価項目の審査で評価していきたいと思っている。
- 委員 : 資格審査基準を満たさない地域は、応募を辞退していただくのか。相対比較で、「敷地形状が正方形に近いほど高得点」とあるが、その理由を説明いただきたい。高圧受電 6600V とした理由を説明いただきたい。
- 事務局 : 1 つめの質問について、応募は受理するが、資格判定で「不適合」として相対評価はしない、という判断をしていただきたい。2 つめの質問について、施設間の道路や緑地を共有できるメリットがあると考えているためである。正方形はあくまでイメージで、相対評価の基準は今後、委員会において検討していただきたい。3 つめの質問について、ごみ焼却施設の建設にあたり必要である。
- 委員長 : 今回は資格審査基準を中心に議論して、相対比較項目については切離したほうがよい。
- 委員 : 基本方針で「概ね 5 ha」とあるのを、審査基準で「登記簿上で 4.5ha」とした理由を説明していただきたい。登記簿で 4.5ha 以上でも、実測すれば 4.5ha 未満ということもありうる。基準②に付帯工事と基準⑤の搬入道路は関連していて、2 km の仮設道路は事業者が設置するということか、それが 2 年以内にできるかこの委員会で扱うのは難しく、もう少し考えたほうがよい。河川から 50m 以内は河川法上の保全区域であり、基準③に追加してはどうか。
- 事務局 : 1 つめの質問について、事務局ホームページで公開している「新施設建設用地公募に関する質問 (Q&A)」において、登記簿上で 4.5～5.5ha と説明していることから、「登記簿上で 4.5ha」と設定しました。また、「概ね 5.0ha」には建替え用地も含まれていて、相対評価において、建替えへの対応ができるか等の評価していくことを考えている。2 つめの質問について、基準②の仮設道路は工事用車両が通行できる程度の道路で、それができて 2 年で造成工事をする。建物を建てている時期に基準⑤の搬入道路を整備できれば、と現時点の施設整備の計画を持っている。3 つめの質問について、申請が必要ではあるが、乗り越えられるという認識である。農振地域や都市計画地域地区などは相対評価の対象として考えていただきたい。
- 委員長 : 資格判定審査は極めて短時間で実施する必要がある、資格審査基準は機械的に判断できるものにしておかないといけない。基準②について、「2 年以内を見込める」という表現が適当ではないか。この基準で不適となった地域から、2 年以内の根拠を求められたときに、それを示せるのか気になる。基準⑤についても、「設置可能と地図上見込める」といった表現がよい。そういう意味では、基準②の「平成 30 年度から」も「用地取得後」としたほうがいいのか。用地取得に時間がかかる可能性がある。
- 事務局 : 基準②の「2 年」は、委員会で判断していただくには数値の基準が必要と考えて提示しており、平成 30～31 年度というのは用地取得後の期間を想定していた。ご意見を踏まえて表現を再検討して、次回の委員会で示させていただく。
- 委員長 : 基準④について、参考資料 4 で示している公共下水道事業計画外のところは、対象外ということか。
- 事務局 : そうである。具体的な問合せがあり、そういう説明をしたところもある。
- 委員長 : 強気な基準と言う気がするが、この地図を示して対象外と説明しているということか。
- 事務局 : そうである。

委員 : 基準②の「2年間」は応募地の一部ではなく、全部が造成できる期間という想定でよい
か。基準⑤の「2.0km 以内」とは、応募地全域が 2.0km に含まれるのか、応募地の入
口までが 2.0km 以内であればいいのか。

事務局 : 基準②は、応募地全体の造成を想定しての文言である。基準⑤は、施設入口までの距離
(道路整備の延長)を考えており、表現を再検討する。

委員長 : 敷地境界まで 2 km という意味でよい。

事務局 : そうである。

委員 : 基準③について、応募地の一部が規制区域に該当する場合は、候補地から外すのか、点
数が低くなるのか。

事務局 : 応募地全域が規制区域から外れていなければ、候補地から外れる。

委員長 : 市内部での検討や県との協議が必要なものは入れないほうがいいと思う。入れたら間に
合わない可能性がある。基準②の表現を緩くしておいたほうがいいのではないか。

事務局 : 把握している今までの事業で、造成工事に 2 年以上要した事例は無い。ほとんどのとこ
ろは 2 年以内に造成工事を終われると考えて設定した。

委員長 : 各種許認可に要する期間も含むのか。

事務局 : 造成に係る工事のみである。

委員長 : 許認可手続きは、平成 30 年度の頭には完了できると想定しているのか。

事務局 : そうである。

委員 : 基準③や⑥について、応募してくる地域は知らずに応募する場合があると思う。特に基
準⑥は難しい。事務局でそういった資料は示すのか。

事務局 : 資料を示して判断していただく形になると思う。規制については、事務局でも調べなが
ら地域とやりとりをさせていただいている。

委員 : 具体的な数字を挙げることにについて、引っかかるころがいくつかある。基準②の「2
年以内」はけっこう厳しいと思う。基準⑤についても、例えば距離は 2.5km でも他の
条件は最適と評価される応募地があるかもしれない。そういう応募地が落ちてしまうの
はいかななものか。「2 km 程度」とすればいいのではないか。

事務局 : 基準②の「2 年以内」はかなり緩い設定で、ほとんどの応募地がクリアできると考えて
いる。造成工事の内容は、土の搬入と周辺の構造物設置が主で、5 ha で 3 年もかけて
いる事業は今までないと思う。基準⑤は、「程度」と設定すると 2.0km までとするの
か 2.5km、2.8km とするのかという議論になりかねない。道路網図をみて、2.0km で
あればほとんどの土地が該当するというので設定した。

委員 : 搬入道路は、造成工事に含まれないという認識でよい。

事務局 : 含まれない。

委員長 : 搬入道路の整備には隣の自治会を通過する必要があった場合、隣の自治会が反対して整
備が進まないことも想定される。そういう場合でも造成工事 2 年以内には違反しない、
ということになるのか。

事務局 : そうである。

委員長 : 造成工事が 2 年以内でおわらないと、最初のほうが間に合わないというところから来て
いるのに、搬入道路を含めてやらないとあまり意味のない気がする。

委員 : 議論が行き違っている気がする。基準②について、造成が大掛かりにならないことを示す2年であって、実際整備するのに3年5年かかるのは計画上の問題である。2年程度の工事になるのか、大きく山を崩すなど3年以上かかる工事なのかを、この委員会で見積もるわけである。委員会で見積もれるかはあるが、そのためにコンサルタントをお願いしている。ここでは、2年以上かかるような造成にはならない規模、と言っていると解釈しており、申請等に時間がかかったらどうなるという話は別に考えないとややこしい議論にしかないのではないか。基準⑤については、2.0kmで切っていいのかという問題は出てきそうな気がする。

委員 : 搬入道路が通過する自治会の了解は得るのか。

事務局 : そう考えている。

委員 : 了解が得られない場合、工程が遅れていく可能性があるが、それも想定しての2年なのか。

事務局 : 地元の反対・同意は含んでいません。単純に造成に必要な期間という部分で判断をした。

委員 : 基準が厳しいのはどうか、というのであれば、少なくとも基準②は不要ではないか。建設費等を抑えたいのなら別に入れておく必要はない。基準⑤についても、国道から最も遠いところの距離を書いておけばいいのではないか。

事務局 : 基準は要項で設定しているため、適合するかどうか判断する必要があると考えている。基準⑤は、2.0kmで概ねすべての区域が含まれると考えて設定している。

委員長 : 要項を無視できないことは理解できるが、基準は基本的に厳しくないほうがよいと思う。基準⑤の2.0kmは参考資料④のオレンジ色の区域が全部入るようにしておけばいいと思う。実際は、敷地面積、土地利用規制、下水道、軟弱地盤で機械的にチェックするとしたほうがいいと思う。

事務局 : 基準②の「2年」、基準⑤の「2.0km」はかなり緩い基準と思い設定したが、すべてが確実に入る数値なのか検討し、次回示させていただく。

委員長 : 遺跡が出れば、造成工事は止まるのではないか。

事務局 : 文化財の手続き等を済ませたあとに造成することになる。

委員 : 基準⑤の「2.0km」は要項に書いてあるのか。

事務局 : 書いていない。距離が明示されておらず、審査の判断は2.0kmあるいは3.0kmで検討したいと考えている。

委員 : 規制区域に該当するところは、応募受付で外すということか。

委員長 : 正式に受け付けてからチェックする。応募前に1つ1つ精査できない。審査基準が決まるのは第5回の委員会であり、審査基準の議論の途中のことを地域からの問合せに対して答えていくのはややこしい気がする。

事務局 : 規制については地域に情報提供している。それでも応募があれば、資格不適合と判断して落とすことになると思う。

委員 : 地域とやりとりしているなら、この審査基準は事前審査の基準ではないか。

委員長 : 事前審査基準ではない。地域に対しては、確定ではないが概ねこう、という言い方にしかないのではないのか。

事務局 : そうである。この委員会で最終の判断をしていただく形になる。

⑤相対評価方法の検討

(説明事項)【資料5】

- ・相対評価方法
- ・相対比較項目内容、評価指標、評価基準

(質疑)

委員長 : A組合の事例では、80点分は評価基準に基づき客観的に点数づけして、20点分は委員が総合的に評価する方法とした。

委員 : 点数の配分の理由を教えてください。

委員長 : いろいろ議論があった中で、各委員さんの裁量で出した点数を平均して配点するという形で20点になった。なお今回の応募でも、A組合の事例でも、応募の際に隣接自治会の承諾は不要であるため、隣接自治会は反対する可能性がある。そのため、今回の相対評価では、評価基準に土地所有者と地域における合意状況があったほうがよい。また、隣接自治会との距離や住宅との距離などを他の自治会との関係を追加してはどうか。

委員 : 基準⑯、⑰がそれではないのか。

委員長 : 基準⑯は隣接する市町との距離で、私が言っているのは隣の自治会との距離である。隣接する自治会の近くであれば、隣接する自治会から反対の声があがる可能性が高い。自治会の合意状況(全員賛成なのか、賛成派が反対派をわずかに上回るのか)も評価されるようにしたほうが良いのではないか。用地取得手続きを考えると、土地所有者に関する基準(人数等)も考慮したほうがよいのではないか。

委員 : 基本方針で示されている評価項目が挙げられているが、斎場との関係等で今はふさわしくない評価基準もある。現状に合うように見直していただきたい。

委員長 : 確かにそのとおりである。次回は、今日出てきた意見も踏まえて修正した資料を提示いただきたい。

⑥その他

次回委員会は、12月26日10時から開催。

⑦閉会

午後5時15分開会

以上